

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条に基づく排出抑制等指針

●概要

地球温暖化対策の推進に関する法律において、事業者は事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択し、使用するよう努めることとされており、主務大臣は事業者がこの努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針(排出抑制等指針)を公表することとされている(法第21条)。業務部門の排出抑制等指針については昨年12月に施行済み。

●検討状況

廃棄物部門の排出抑制等指針については、昨年度、委託先検討会において指針に盛り込むべき具体的なメニューについて検討を行ったところ。これを受け、年内を目途に廃棄物部門の排出抑制等指針を策定予定。

参考：業務部門に係る排出抑制等指針(平成20年12月施行)

●効果的な実施に係る取組

- ・体制の整備、職員への周知徹底
- ・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握
- ・情報収集、整理
- ・PDCAの実施

●排出の抑制等に係る措置

- ・熱源設備、空調設備ごとに設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示
- ・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
- ・燃焼設備の空気比、空調設定温度・湿度の適正化 等

白煙防止装置停止実験による温暖化対策

実験概要

- **実験目的** 白煙防止装置停止による温室効果ガス削減効果、コスト削減効果、環境影響を把握するため、佐賀市の御協力のもと実施。
- **実験期間** 平成21年1月5日～2月2日(約1ヶ月)
- **実施場所** 佐賀市清掃工場
(全連続式ストーカ炉、処理能力300t/日、蒸気タービン発電機4,500 kw)
- **調査項目** ダイオキシン類、ばいじん、HCl、NO_x、SO_x、臭気
- **評価項目** 住民の反応、CO₂削減効果、コスト削減(売電収入増加)

実験結果概要

● 住民の反応

実験終了後の周辺住民へのアンケート調査で、実験後、煙に対する印象がよくないと答えた住民が約12%(41%→29%)減少。また、白煙防止装置停止の本格実施に反対する住民は約9%となった。

● CO₂削減効果

発電量の増加により、年間で約380tのCO₂削減効果

● コスト削減効果

売電量の増加により年間約850万円程度の収入増が見込まれる



佐賀市清掃工場

廃棄物・リサイクル分野における 国内コベネフィットプロジェクトの検討

検討の目的

廃棄物・リサイクル分野における地球温暖化対策をさらに推進するための手段としてコベネフィットプロジェクトを取り上げ、国内における取り組みの動向把握と、普及促進を図るための検証・認定制度について検討

検討の内容

- 平成20年度10月に試行が始まった国内温室効果ガス排出量取引制度について、廃棄物・リサイクル分野における取組の分野の拡大のための方策を検討
- 小規模な活動を含めたコベネフィットプロジェクトを類型化し、それぞれの温室効果ガスの削減効果の算定手法について検討
- 上記の検討結果を踏まえ、取組を普及、促進するための方策や、それに伴う課題の整理

検討の経緯

- 平成21年3月30日 平成20年度第1回廃棄物・リサイクル分野における国内コベネフィットプロジェクトに関する研究会を開催し、今後の方向性について議論
- 平成21年度も研究会を開催し、年内を目途に一定の取りまとめを予定